

平成24年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成23年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署								
	シルバーピア事業		部	都市計画部	課長	安倍弘行					
			課	都市計画課	担当	渡邊亜紀					
			係	住宅係	電話	内線2264					
	第5次総合基本計画における位置付け					実施根拠<法令、要綱等>					
	政策項目	05	基盤を築く あきしま（快適な都市空間の整備）			昭島市ひとり暮らし高齢者専用住宅条例					
大項目	02	安心とやすらぎを築く（市街地の整備）									
中項目	03	住宅			法令による事業実施義務						
個別計画（年度）	昭島市住宅マスタープラン（H14～H23）				<input type="checkbox"/> 義務 <input type="checkbox"/> 市上乗せあり						
予算科目コード	款	03	項	01	目	04	細目	010	細々目	01	<input checked="" type="checkbox"/> 任意 <input checked="" type="checkbox"/> 都補助等あり
事務事業概要	目的										
	<対象は誰、何か>					<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>					
	シルバーピア住宅入居者（昭島市ひとり暮らし高齢者専用住宅1箇所、都営の高齢者専用住宅6箇所）					住宅に困窮している高齢者に住まいを提供し、生活の安定と福祉の増進を図る。					
	実施内容					実績・成果					
	○昭島市ひとり暮らし高齢者専用住宅（ことぶき住宅）の借上げ ○ことぶき住宅の緊急通報機器及び消防設備保守点検委託並びに施設の修繕 ○機械警備委託（7箇所）					ことぶき住宅については、平成3年9月より民間のアパートを借上げ、住宅に困窮しているひとり暮らし高齢者に住宅を提供している。12室ある居室は、入居者の転出等がない限り常時満室の状態である。シルバーピア住宅は緊急通報機器や警備会社によって常時安否確認が行われ、入居者の安心感を得ている。					
	コスト		(単位)	22決算	23当初予算	23決算	24当初予算	備考<特財名称等>			
	直接事業費		千円	11,990	11,167	10,385	10,018	緑町ことぶき住宅使用料 高齢者民間アパート借上げ事業補助金 (平成22年度より入居者の安否確認等の事務を介護福祉課に移管)			
	財源内訳	国庫支出金	千円								
		都支出金	千円	1,681	1,078	866	0				
		地方債	千円								
その他特定財源		千円	3,941	3,320	4,179	4,319					
一般財源		千円	6,368	6,769	5,340	5,699					
一般職員人件費	千円	830	830	830	830						
人工数	人	0.10	0.10	0.10	0.10						
再任用職員人件費	千円	410	410	410	410						
人工数	人	0.10	0.10	0.10	0.10						
総事業費	千円	13,230	12,407	11,625	11,258						
事務事業評価	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による										
	①優先度（どの程度優先されるべきか）				3		②妥当性（実施方法は妥当であるか）				3
	判断理由	都市計画課に属する事業のうち、当該事業の優先度は4番目程度である。				判断理由	少子高齢化や核家族化に伴い、市の総人口に対する高齢者の割合が増加している。家族等の支えがなく身体に不安を抱える高齢者にとって、緊急通報機器を備え生活協力員や警備会社によって常時安否確認が行われるシルバーピア住宅の確保は必要である。				
	③達成度（成果はどの程度あるか）				4		④効率性（効率的に実施できたか）				4
	判断理由	ことぶき住宅を始めとするシルバーピアは、入居者の転出等がない限り満室の状況が続いている。機械警備委託や緊急通報機器並びに消防設備の保守点検などにより、入居者の安全・安心が確保できている。				判断理由	シルバーピア事業に係るコストの9割近くが、ことぶき住宅の借上げ料である。これについては、近隣の賃料や経済情勢の変動を勘案しながら、昭島市財産価格審査会に諮り適正額となるよう改定を行った。				
課題と今後の方向性	今後の方向性（以下より選択）	B		現状における課題			平成25年度予算編成における具体的な取組				
	A 成果拡大に向けて実施方法を見直し B コスト改善に向けて実施方法を見直し C 抜本的な見直し D 縮小・廃止 E 現状を維持				○建物の老朽化に伴う対応。 ○ことぶき住宅入居使用料に対するコストバランス。 ○高齢者施策を基本とした公営住宅建替えに伴う整備。 ○安否確認業務を担う主管課による機械警備の実施。			○ことぶき住宅所有者に対する、修繕費用の負担協力依頼。			

平成24年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成23年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署									
	都市計画事務		部	都市計画部	課長	安倍 弘行						
			課	都市計画課	担当	中本 崇						
			係	都市計画係	電話	内線2262						
	第5次総合基本計画における位置付け					実施根拠<法令、要綱等>						
	政策項目	05	基盤を築く あさしま（快適な都市空間の整備）			都市計画法第20条ほか						
	大項目	02	安心とやすらぎを築く（市街地の整備）									
中項目	02	市街地整備			法令による事業実施義務							
個別計画（年度）					<input checked="" type="checkbox"/> 義務 <input checked="" type="checkbox"/> 市上乗せあり							
予算科目コード	款	08	項	03	目	01	細目	002	細々目	01	<input type="checkbox"/> 任意 <input type="checkbox"/> 都補助等あり	
事務事業概要	目的											
	<対象は誰、何か>						<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>					
	市民、事業者等						都市計画に関する様々な情報を提供するとともに、都市計画に対する理解を深め、よりよいまちづくりを誘導する					
	実施内容						実績・成果					
	○都市計画に関する相談業務 用途地域等の確認、都市計画の進捗状況等 ○都市計画証明事務 都市計画証明書の発行 ○生産緑地地区の追加・削除事務 生産緑地地区に係る都市計画変更（毎年1回） ○地区計画の策定に係る協議・調整等 地区計画を都市計画決定するための関係機関との協議・調整、市民説明会等の開催及び都市計画決定						○窓口相談件数：来庁1,884件、電話593件 ○都市計画証明発行件数：72件 ○生産緑地都市計画変更件数：追加2件、削除5件 ○地区計画に係る協議・調整等：拜島駅南口地区地区計画策定、昭島駅北口駅前地区地区計画変更協議、西武立川駅南口地区地区計画策定協議（原案説明会開催含む）、立川基地跡地昭島地区に係る都市計画決定及び変更					
	コスト											
			(単位)	22決算	23当初予算	23決算	24当初予算	備考<特財名称等>				
	直接事業費		千円	622	3,450	3,237	5,438	都市計画に関する証明手数料 各種印刷物頒布代金				
	財源内訳	国庫支出金	千円									
		都支出金	千円									
地方債		千円										
その他特定財源		千円	87	150	89	150						
一般財源		千円	535	3,300	3,148	5,288						
一般職員人件費		千円	20,750	29,880	29,880	29,880						
人工数		人	2.50	3.60	3.60	3.60						
再任用職員人件費		千円										
人工数		人										
総事業費		千円	21,372	33,330	33,117	35,318						
事務事業評価	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による											
	①優先度（どの程度優先されるべきか）				4		②妥当性（実施方法は妥当であるか）				3	
	判断理由						判断理由					
	都市計画課に属する6事業のうち、当該事業の優先度は2番目程度である。						業務内容に関しては法定のものに関しては、変更もしくは縮小することは難しい。手順に関しては一部資料の更新（生産緑地地区図）を行い、サービス向上につながった部分もある。					
	③達成度（成果はどの程度あるか）				4		④効率性（効率的に実施できたか）				3	
判断理由						判断理由						
○窓口相談業務及び都市計画証明発行事務は概ね円滑に遂行されている。 ○生産緑地の追加指定制度などにより、農地の減少に一定の歯止めがかけられている。 ○拜島駅南口地区地区計画の策定や立川基地跡地昭島地区に係る都市計画決定及び変更がなされ、今後この地区の特色あるまちづくりが期待される。						事業費の増加は委託料（生産緑地地区図作成、地区計画策定調査）による一時的なものである。 この一時的なものを除くと、コストとしては下がっているといえる。						
課題と今後の方向性	今後の方向性（以下より選択）		E		現状における課題			平成25年度予算編成における具体的な取組				
	A 成果拡大に向けて実施方法を見直し				○地区計画策定が求められる地域は今後さらに増加の可能性がある、その場合業務支援に係る委託費等の予算増が見込まれる。 ○権限委譲により平成24年4月より業務が増加した。 ○現在相談業務に使用している資料（地図）の更新が10年以上なされておらず、今後の検討課題となっている。			○平成25年度中の地区計画策定を目指し、業務支援に係る委託費等を計上（2,000千円）。				
	B コスト改善に向けて実施方法を見直し											
	C 抜本的な見直し											
	D 縮小・廃止											
E 現状を維持												

平成24年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成23年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署								
	都市計画審議会事務		部	都市計画部	課長	安倍 弘行					
			課	都市計画課	担当	中本 崇					
			係	都市計画係	電話	内線2262					
	第5次総合基本計画における位置付け		実施根拠<法令、要綱等>								
	政策項目	05	基盤を築く あさしま（快適な都市空間の整備）			都市計画法第77条の2					
大項目	02	安心とやすらぎを築く（市街地の整備）			昭島市都市計画審議会条例						
中項目	02	市街地整備			法令による事業実施義務						
個別計画（年度）											
予算科目コード	款	08	項	03	目	01	細目	003	細々目	01	<input type="checkbox"/> 義務 <input type="checkbox"/> 市上乗せあり <input checked="" type="checkbox"/> 任意 <input type="checkbox"/> 都補助等あり
事務事業概要	目的		<対象は誰、何か>		<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>						
			市や都の定める都市計画全般		市や都の定める予定の都市計画案について調査審議する						
	実施内容		<p>○都市計画法によりその権限に属された事項、都市計画に関し市長から諮問のあった事項について、調査審議を行う</p> <p>○委員構成：学識経験者5名、市議会議員5名、行政機関職員3名、公募市民委員2名（内、報酬及び費用弁償支給対象者：8名）</p>		実績・成果						
					平成23年度においては、市長より諮問のあった9件の都市計画に関する事項について、本審議会が3回開催され、審議の結果、いずれも原案に同意する旨の答申がなされたため、都市計画決定に至った。						
	コスト		(単位)	22決算	23当初予算	23決算	24当初予算	備考<特財名称等>			
	直接事業費		千円	159	368	244	360				
	財源内訳	国庫支出金		千円							
		都支出金		千円							
		地方債		千円							
		その他特定財源		千円							
一般財源		千円	159	368	244	360					
一般職員人件費		千円	1,660	3,320	3,320	3,320					
人工数		人	0.20	0.40	0.40	0.40					
再任用職員人件費		千円									
人工数		人									
総事業費		千円	1,819	3,688	3,564	3,680					
事務事業評価	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による										
	①優先度（どの程度優先されるべきか）				2		②妥当性（実施方法は妥当であるか）				2
	判断理由	都市計画課に属する6事業のうち、当該事業の優先度は6番目程度である。				判断理由	組織及び委員構成（学識経験者5名、市議会議員5名、行政機関職員3名、公募市民委員2名の計15名）に関しては、都市計画審議会条例に規定されており、実施方法についても現状が妥当と考える。				
	③達成度（成果はどの程度あるか）				4		④効率性（効率的に実施できたか）				3
判断理由	平成23年度においては、全9件の諮問案件につき、いずれも原案に同意する旨の答申がなされ、それにより都市計画決定・変更がなされている。				判断理由	事業費の増加は諮問案件の増加により審議会開催数が増加（前年の2回から3回へ）したことによるものである。また、委員の出席状況により経費が変わることもあり、実質的なコストはあまり変更ない。					
課題と今後の方向性	今後の方向性（以下より選択）	E		現状における課題			平成25年度予算編成における具体的な取組				
	A 成果拡大に向けて実施方法を見直し B コスト改善に向けて実施方法を見直し C 抜本的な見直し D 縮小・廃止 E 現状を維持				○権限委譲により用途地域の指定等に関する都市計画決定権限が市に移譲されたため、今まで以上に専門的知識を有する学識経験者に委嘱をする必要がある。			○審議会の開催回数は平成24年度同様、4回を予定。			

平成24年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成23年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署								
	市営住宅管理		部	都市計画部/保健福祉部	課長	安倍弘行/萩原秀敏					
			課	都市計画課/介護福祉課	担当	渡邊亜紀					
			係	住宅係/高齢サービス係	電話	内線2264					
	第5次総合基本計画における位置付け		実施根拠<法令、要綱等>								
	政策項目	05	基盤を築く あきしま（快適な都市空間の整備）				昭島市営住宅条例				
	大項目	02	安心とやすらぎを築く（市街地の整備）				法令による事業実施義務				
中項目	03	住宅				<input type="checkbox"/> 義務 <input type="checkbox"/> 市上乗せあり <input checked="" type="checkbox"/> 任意 <input type="checkbox"/> 都補助等あり					
個別計画（年度）											
予算科目コード	款	08	項	04	目	01	細目	002	細々目	01	
事務事業概要	目的										
	<対象は誰、何か>					<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>					
	市営住宅入居者					入居者の安否確認を行うための機器の点検や設備の保守点検、老朽化に伴う修繕等を行うことにより、入居者の安全と利便性を図る。					
	実施内容					実績・成果					
	<input type="checkbox"/> エレベータ保守点検委託 <input type="checkbox"/> 緊急通報機器保守点検委託 <input type="checkbox"/> 受水槽清掃点検委託 <input type="checkbox"/> 消防用設備保守点検委託 <input type="checkbox"/> 施設修繕料 <input type="checkbox"/> 共用部分等の電気料支払い <input type="checkbox"/> 共用部分等の上下水道料支払い <input type="checkbox"/> 団らん室ガス料支払い （※ <input type="checkbox"/> 印は、介護福祉課による事業）					エレベータ保守点検委託（年12回） 緊急通報機器保守点検委託（年2回） 受水槽清掃点検委託（年1回） 消防用設備保守点検委託（年2回） 入居者の転出に伴う居室の改修（3部屋）					
	コスト		(単位)	22決算	23当初予算	23決算	24当初予算	備考<特財名称等>			
	直接事業費		千円	2,387	2,827	3,166	2,791	市営住宅使用料			
	財源内訳	国庫支出金	千円					平成22年度より事務の一部を介護福祉課に移管。再任用職員の人件費には、介護福祉課分を含む。			
		都支出金	千円								
		地方債	千円								
その他特定財源	千円	2,387	2,827	3,166	2,791						
一般財源	千円	0	0	0	0						
一般職員人件費	千円	1,660	1,660	1,660	1,660						
人工数	人	0.20	0.20	0.20	0.20						
再任用職員人件費	千円	820	820	820	820						
人工数	人	0.20	0.20	0.20	0.20						
総事業費	千円	4,867	5,307	5,646	5,271						
事務事業評価	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による										
	①優先度（どの程度優先されるべきか）				3		②妥当性（実施方法は妥当であるか）				3
	判断理由	都市計画課に属する事業のうち、当該事業の優先度は3番目程度である。				判断理由	エレベータ保守点検委託は建築基準法、受水槽清掃点検委託は水道法、消防用設備保守点検委託は消防法とそれぞれの法律の規定により定期的な点検が義務づけられている。また緊急通報機器保守点検委託は入居者の安否確認を行うために欠かすことのできない点検である。				
	③達成度（成果はどの程度あるか）				4		④効率性（効率的に実施できたか）				2
	判断理由	緊急通報機器や消防設備などの各種保守点検及び施設を維持するための修繕などにより、入居者の安全・安心が確保できている。				判断理由	入居者の使用料は都営住宅に準じて低額に設定しているため、使用料をもってエレベータ保守点検委託料等を賄うことはできないが、高齢者の安定的な生活を保障するため必要なコストであると考え。ただし、受益者負担の面から共益費については今後の検討課題である。				
課題と今後の方向性	今後の方向性（以下より選択）	E		現状における課題			平成25年度予算編成における具体的な取組				
	A 成果拡大に向けて実施方法を見直し B コスト改善に向けて実施方法を見直し C 抜本的な見直し D 縮小・廃止 E 現状を維持				<input type="checkbox"/> 建物の老朽化に伴う対応。 <input type="checkbox"/> 住宅使用料及び共益費に対する受益者負担の検討。			<input type="checkbox"/> 各種保守点検費用の現状維持。			

平成24年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成23年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署									
	都営住宅募集事務		部	都市計画部	課長	安倍弘行						
			課	都市計画課	担当	白井武司						
			係	住宅係	電話	内線2265						
	第5次総合基本計画における位置付け					実施根拠<法令、要綱等>						
	政策項目	05	基盤を築く あきしま（快適な都市空間の整備）			市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例						
大項目	02	安心とやすらぎを築く（市街地の整備）										
中項目	03	住宅			法令による事業実施義務							
個別計画（年度）	昭島市住宅マスタープラン（H14～H23）				<input type="checkbox"/> 義務 <input type="checkbox"/> 市上乗せあり							
予算科目コード	款	08	項	04	目	01	細目	003	細々目	01	<input checked="" type="checkbox"/> 任意 <input type="checkbox"/> 都補助等あり	
事務事業概要	目的											
	<対象は誰、何か>					<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>						
	都営住宅への入居を希望する市民					市民に対して都営住宅申込書の入手を容易にするとともに、地元割当分の募集を行うことにより、市民を対象とした都営住宅への入居機会を広げる。						
	実施内容					実績・成果						
	○東京都が募集する都営住宅の申込書等の配布と地元割当分の申込書作成・配布・受付・抽選・資格審査等に係る事務					平成23年度年間募集状況 ・都公募分（年4回公募） 配布数：4,694部 応募者数：889人 募集戸数：117戸 平均倍率：7.3倍 ・地元公募分（年4回公募） 配布数：788部 応募者数：165人 募集戸数：12戸 平均倍率：13.8倍						
	コスト											
			(単位)	22決算	23当初予算	23決算	24当初予算	備考<特財名称等>				
	直接事業費		千円	86	130	106	118	都営住宅使用申込書配布等事務委託金 （※都支出金は左記の金額に人件費を加え交付される）				
	財源内訳	国庫支出金		千円								
		都支出金		千円	86	130	106					
地方債		千円										
その他特定財源		千円										
一般財源		千円	0	0	0	0						
一般職員人件費		千円	1,660	1,660	1,660	1,660						
人工数		人	0.20	0.20	0.20	0.20						
再任用職員人件費		千円	1,640	1,640	1,640	1,640						
人工数		人	0.40	0.40	0.40	0.40						
総事業費		千円	3,386	3,430	3,406	3,418						
事務事業評価	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による											
	①優先度（どの程度優先されるべきか）				5		②妥当性（実施方法は妥当であるか）				3	
	判断理由		都市計画課に属する事業のうち、当該事業の優先度は1番目である。				判断理由		東京都の規定に基づき、市立会館等に申込書を備えるとともに、手続き方法などの説明を行っている。市民にとって身近な場所での対応ができるため利便性が高い。また、地元割当については、昭島市民のみが対象となるため需要の多い都営住宅への入居機会を広げている。			
	③達成度（成果はどの程度あるか）				4		④効率性（効率的に実施できたか）				3	
判断理由		毎年6,000部前後の申込書を市民が入手しており、東京都公募分については年間平均で7.3倍、地元割当分では13.8倍と多くの応募があり、東京都の施設ではあるが身近な自治体が関わりを持つことにより市民への利便性が図られている。				判断理由		地元割当分については昭島市で申込書を作成し募集・抽選・資格審査を行っているため、都が直接公募する場合に比べ負担は大きいですが、コストは人件費も含め都からの補助があるため、経費負担は少ない。				
課題と今後の方向性	今後の方向性（以下より選択）		E		現状における課題			平成25年度予算編成における具体的な取組				
	A 成果拡大に向けて実施方法を見直し B コスト改善に向けて実施方法を見直し C 抜本的な見直し D 縮小・廃止 E 現状を維持		○都営住宅公募における地元優先入居枠の拡大			○募集のピーアールに努め、継続して関係機関に地元優先入居枠の拡大を求める。						

平成24年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成23年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署								
	木造住宅耐震補助事業		部	都市計画部	課長	安倍弘行					
			課	都市計画課	担当	渡邊亜紀					
			係	住宅係	電話	内線2264					
	第5次総合基本計画における位置付け					実施根拠<法令、要綱等>					
	政策項目	05	基盤を築く あさしま（快適な都市空間の整備）			昭島市木造住宅耐震診断補助金交付要綱及び同改修補助金交付要綱					
大項目	02	安心とやすらぎを築く（市街地の整備）									
中項目	03	住宅			法令による事業実施義務						
個別計画（年度）	昭島市住宅マスタープラン（H14～H23）				<input type="checkbox"/> 義務 <input type="checkbox"/> 市上乗せあり						
予算科目コード	款	08	項	04	目	01	細目	004	細々目	01	<input checked="" type="checkbox"/> 任意 <input checked="" type="checkbox"/> 都補助等あり
事務事業概要	目的										
	<対象は誰、何か>					<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>					
	昭和56年以前に建築された2階建て以下の木造住宅を所有する市民					耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助することにより倒壊の可能性がある住宅の耐震性を高め、災害に強いまちづくりを推進する。					
	実施内容					実績・成果					
	○木造住宅耐震診断補助（耐震診断に要する費用の2/3以内。上限4万円）					木造住宅の耐震診断の補助は平成13年度から開始し、平成23年度末で50件の補助を行った。最近の2年間は1件ずつであったが、平成23年度は8件の補助を行った。耐震改修補助は平成22年度から開始し、同年度の補助件数は1件で、平成23年度は2件となっている。					
	○木造住宅耐震改修補助（耐震改修に要する費用の2/3以内。上限30万円）										
	コスト										
			(単位)	22決算	23当初予算	23決算	24当初予算	備考<特財名称等>			
	直接事業費		千円	340	1,900	920	1,900	社会資本整備総合交付金			
	財源内訳	国庫支出金	千円	155	875	430	875				
都支出金		千円									
地方債		千円									
その他特定財源		千円									
一般財源		千円	185	1,025	490	1,025					
一般職員人件費		千円	830	830	830	830					
人工数		人	0.10	0.10	0.10	0.10					
再任用職員人件費		千円	0	0	0	0					
人工数		人	0.00	0.00	0.00	0.00					
総事業費		千円	1,170	2,730	1,750	2,730					
事務事業評価	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による										
	①優先度（どの程度優先されるべきか）				3		②妥当性（実施方法は妥当であるか）				3
	判断理由				判断理由						
	都市計画課に属する事業のうち、当該事業の優先度は5番目程度である。				地震による住宅倒壊等から市民の生命・財産を守るため、昭島市耐震改修促進計画を基に実施している。補助金額は市の財政状況や受益者負担のバランスなどを考慮して設定し、市民が安心して相談や改修ができるよう建築士事務所協会と協定を結び事業を実施している。						
	③達成度（成果はどの程度あるか）				2		④効率性（効率的に実施できたか）				2
判断理由				判断理由							
耐震診断については8件に増加し、概ね目標を達成したが、耐震改修は多額の改修費用を要することから実施に至る市民が少なく、2件にとどまっている。				建築士事務所協会との協定により、円滑な対応ができるよう体制を整えている。震災に対する市民意識の高まりもあり、耐震診断の補助件数は増えたが、耐震改修まで至らない状況にある。経費面については、国からの交付金を受けているため負担は軽減されている。							
課題と今後の方向性	今後の方向性（以下より選択）		A		現状における課題			平成25年度予算編成における具体的な取組			
	A 成果拡大に向けて実施方法を見直し B コスト改善に向けて実施方法を見直し C 抜本的な見直し D 縮小・廃止 E 現状を維持				○補助金額と受益者負担のバランス ○住宅のリフォーム時や防音工事に合わせた耐震改修の実施			○申請件数の拡大に向けて、事業費等の検討を行う。			

平成24年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成23年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署								
	福祉のまちづくり事業		部	都市計画部	課長	後藤 真紀子					
			課	地域開発課	担当	川嶋 等					
			係	開発指導係	電話	内線2273					
	第5次総合基本計画における位置付け					実施根拠<法令、要綱等>					
	政策項目	02	ともに支え合う あきしま（健康と福祉の充実）			東京都福祉のまちづくり条例					
	大項目	02	地域で支え合う（地域福祉の充実）								
中項目	03	障害者福祉			法令による事業実施義務						
個別計画（年度）					<input type="checkbox"/> 義務（ <input type="checkbox"/> 市上乗せあり）						
予算科目コード	款	03	項	01	目	01	細目	010	細々目	02	<input checked="" type="checkbox"/> 任意（ <input checked="" type="checkbox"/> 都補助等あり）
事務事業概要	目的										
	<対象は誰、何か>					<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>					
	東京都福祉のまちづくり条例の適用を受ける建築物等を建築・整備しようとする建築主等					高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上を図り、福祉のまちづくりに努める。					
	実施内容					実績・成果					
	東京都福祉のまちづくり条例に基づく建築物等の届出に対して、条例に定められた整備基準に適合しているか確認するとともに、指導・助言する。審査は非常勤専門員が行っている。（週2日）					建築主等の届出について、条例に定められた整備基準に適合しているか確認し指導・助言した。 平成23年実績 （平成23年1月1日～平成23年12月31日） 相談 73件 届出 7件 整備基準適合証申請 0件					
	コスト										
			(単位)	22決算	23当初予算	23決算	24当初予算	備考<特財名称等>			
	直接事業費		千円	1,200	1,202	1,200	1,202	福祉のまちづくり事務委託金			
	財源内訳	国庫支出金	千円								
		都支出金	千円	47	40	35	40				
地方債		千円									
その他特定財源		千円									
一般財源		千円	1,153	1,162	1,165	1,162					
一般職員人件費	千円	830	830	830	830						
人工数	人	0.10	0.10	0.10	0.10						
再任用職員人件費	千円										
人工数	人										
総事業費	千円	2,030	2,032	2,030	2,032						
事務事業評価	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による										
	①優先度（どの程度優先されるべきか）				3		②妥当性（実施方法は妥当であるか）				2
	判断理由	福祉のまちづくり条例に基づく届出の審査等を行っている。届出の審査等は、市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例により、事務委任を受けている。				判断理由	専門的な届出の為、建築の知識を有する者の配置が必要であり、週2日の非常勤専門員の配置としている。				
	③達成度（成果はどの程度あるか）				3		④効率性（効率的に実施できたか）				3
判断理由	バリアフリー法及び東京都建築物バリアフリー条例の対象外であっても、福祉のまちづくり条例における特定都市施設については、ユニバーサルデザインに沿った整備が誘導できる。				判断理由	建築の知識を有する者の配置が必要であり、週2日の非常勤専門員の配置としている。					
課題と今後の方向性	今後の方向性（以下より選択）	E		現状における課題			平成25年度予算編成における具体的な取組				
	A 成果拡大に向けて実施方法を見直し B コスト改善に向けて実施方法を見直し C 抜本的な見直し D 縮小・廃止 E 現状を維持	建築確認とのリンクがないため、届出が必要となる施設が未届出であっても、その確認ができない。			現状どおり。						

平成24年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成23年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署								
	都市開発事務		部	都市計画部	課長	後藤 真紀子					
			課	地域開発課	担当	川嶋 等					
			係	開発指導係	電話	内線2273					
	第5次総合基本計画における位置付け		実施根拠<法令、要綱等>								
	政策項目	05	基盤を築く あさしま（快適な都市空間の整備）		昭島市宅地開発等指導要綱、都市計画法等						
	大項目	02	安心とやすらぎを築く（市街地の整備）		法令による事業実施義務						
中項目	02	市街地整備		<input checked="" type="checkbox"/> 義務 <input checked="" type="checkbox"/> 市上乗せあり <input type="checkbox"/> 任意 <input type="checkbox"/> 都補助等あり							
個別計画（年度）											
予算科目コード	款	08	項	03	目	01	細目	002	細々目	02	
事務事業概要	目的		<対象は誰、何か>				<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>				
			市民、事業者等				住み良いまちづくりを実現するため、適切な届出や良好な公共・公益施設の整備等、まちづくりの協力を求める。				
	実施内容		○宅地開発等指導要綱に関する事務 ○地区計画の運用に関する事務 ○国土利用計画法に基づく届出に関する事務 ○公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出・申出に関する事務 ○優良な宅地化計画の証明に関する事務				実績・成果 ○宅地開発等指導要綱に関する同意・協議書の交付件数 26件 ○地区計画の届出 17件 ○国土利用計画法に係る届出 6件 ○公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出又は申出 2件 ○優良な宅地化計画の証明に関する申請 0件				
	コスト		(単位)	22決算	23当初予算	23決算	24当初予算	備考<特財名称等>			
	直接事業費		千円	70	71	69	81	国土利用計画法経由事務費交付金			
	財源内訳	国庫支出金	千円								
		都支出金	千円	43	37	49	43				
		地方債	千円								
		その他特定財源	千円								
		一般財源	千円	27	34	20	38				
一般職員人件費		千円	25,730	25,730	25,730	25,730					
人工数		人	3,10	3,10	3,10	3,10					
再任用職員人件費		千円									
人工数		人									
総事業費		千円	25,800	25,801	25,799	25,811					
事務事業評価	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による										
	①優先度（どの程度優先されるべきか）			5		②妥当性（実施方法は妥当であるか）			2		
	判断理由	法に基づく地区計画等の届出や開発行為の同意等を行っている。				判断理由	○宅地開発等指導要綱は適宜見直しを行っている。また、内容については、他市の状況と比較して、事業者に対して過度の負担になってはいない。○開発事業を所管している課において土地の動向を把握することは適当である。				
	③達成度（成果はどの程度あるか）			4		④効率性（効率的に実施できたか）			3		
	判断理由	法令及び要綱に基づき事務事業を行い、住み良いまちづくりを実現するため、適切な届出や良好な公共・公益施設の整備等、まちづくりの協力を求め達成している。				判断理由	宅地開発等指導要綱の見直しを適宜行うことにより、時代にあった開発指導が図られている。また、国土法等の届出により、土地の動向についての情報を把握することができている。				
課題と今後の方向性	今後の方向性（以下より選択）	E		現状における課題			平成25年度予算編成における具体的な取組				
			開発指導要綱のみでは指導に限界があるので、強制力を持たせるため条例の制定を考える必要がある。			必要経費の再確認。					
	A 成果拡大に向けて実施方法を見直し										
	B コスト改善に向けて実施方法を見直し										
	C 抜本的な見直し										
	D 縮小・廃止										
E 現状を維持											

平成24年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成23年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署								
	都市開発対策審議会事務		部	都市計画部	課長	後藤 真紀子					
			課	地域開発課	担当	川嶋 等					
			係	開発指導係	電話	内線2273					
	第5次総合基本計画における位置付け		実施根拠<法令、要綱等>								
政策項目	05	基盤を築く あきしま（快適な都市空間の整備）			昭島市都市開発対策審議会条例						
大項目	02	安心とやすらぎを築く（市街地の整備）									
中項目	02	市街地整備			法令による事業実施義務						
個別計画（年度）		<input type="checkbox"/> 義務 <input type="checkbox"/> 市上乗せあり <input checked="" type="checkbox"/> 任意 <input type="checkbox"/> 都補助等あり									
予算科目コード		款	08	項	03	目	01	細目	004	細々目	01
事務事業概要	目的		<対象は誰、何か>								
	大規模開発事業等		<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>								
	実施内容		大規模開発事業（事業面積10,000㎡以上または集合住宅100戸以上の事業）等に関する審議会への諮問。 そのための資料の作成、開催通知の作成・送付、議事録の作成等、審議会に係る事務を行う。								
	実績・成果		審議会の開催状況 平成22年度 1回 <諮問事項> ・宅地開発事業（物品販売店舗/面積:11,522.27㎡） ・昭島市宅地開発等指導要綱の一部改正について 平成23年度 1回 <諮問事項> ・開発行為（宅地分譲/面積:23,858.79㎡）								
	コスト		(単位)	22決算	23当初予算	23決算	24当初予算	備考<特財名称等>			
	直接事業費		千円	9	54	13	54				
	財源内訳	国庫支出金		千円							
		都支出金		千円							
		地方債		千円							
		その他特定財源		千円							
一般財源		千円	9	54	13	54					
一般職員人件費		千円	830	830	830	830					
人工数		人	0.10	0.10	0.10	0.10					
再任用職員人件費		千円									
人工数		人									
総事業費		千円	839	884	843	884					
事務事業評価	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による										
	①優先度（どの程度優先されるべきか）			3		②妥当性（実施方法は妥当であるか）			2		
	判断理由			昭島市都市開発対策審議会条例に基づき事業を行う。				判断理由			
								大規模開発事業についての他市の状況としては、学識による審査会を設けている市はあるが、市議で構成する審議会を設けている市はない。			
	③達成度（成果はどの程度あるか）			4		④効率性（効率的に実施できたか）			3		
判断理由			審議会からの答申を踏まえ、事業者と協議を行った後に事業者に同意・協議書を交付している。				判断理由				
							市議で構成されているため、審議会委員に報酬は出していない。また、事務事業にかかる経費は、人件費を除き、直接かかる費用は議事録の作成のみである。				
課題と今後の方向性	今後の方向性（以下より選択）		E		現状における課題			平成25年度予算編成における具体的な取組			
	A 成果拡大に向けて実施方法を見直し B コスト改善に向けて実施方法を見直し C 抜本的な見直し D 縮小・廃止 E 現状を維持				周辺環境への影響の大きい大規模開発事業について、第3者的な審査は必要である。その機関として、市議により構成する審議会がよいのか、学識による審査会がよいのか等については、検討が必要である。			現状どおり。			